

お住まいのリフォームなどをお考えの方へ

「住宅リフォーム助成金」



をご利用ください

「経済活性化対策日野町住宅リフォーム促進事業」を令和4年度も実施します。

「お風呂や台所を直したい」「汚れた壁紙を張り替えたい」「雨漏れする屋根を葺き替えたい」など、日野町にお住まいの皆さんが、住宅の修繕・改修・補修工事（住宅リフォーム）などを行う場合に、その経費の一部を商品券で助成します。この事業により、町内の建築業、商業など関連産業への民間需要を呼び起こし、個人消費を促して地域経済の活性化を図っていきます。

リフォーム実施例



◆対象住宅

自らが所有し、居住している住宅。
併用住宅等は専有部分のみ対象（借家、賃貸、売却が目的の住宅は除く）。

◆申し込みできる方

* 次の要件をすべて満たす方
・ 町内に住所を有し、居住されている方

・ 助成対象住宅を所有されている方（同一世帯の方を含む）

・ 国・県・町など、他の制度の補助などを受けていない方

・ 町税や使用料、町の各種融資の償還に滞納がない方

・ 令和元年度以降にこの事業の助成を受けておられない方

◆申し込みの条件

* 次の条件をすべて満たすもの

・ 町内に本社を有する法人か個人の施工業者を利用

・ 対象の工事費が20万円以上

・ 交付決定後に着手し、年度内に完了する工事

・ 公共下水道、農村下水道供用開始区域内の住宅で、未接続の場合は、下水道への接続

【対象工事】

* 次のいずれかに該当するもの

・ 老朽化、災害等による住宅の修繕、改修、補修の工事

・ 住宅の模様替えのための工事
・ 便所、台所、浴室などの公共下水道関連工事

・ 対象建物への防犯機能の付与および強化のための工事

・ 日野祭を見るための棧敷窓設置工事
・ 個人住宅用太陽光発電システムの設置工事

◆助成金額

対象工事費の10%（千円未満切り捨て ※上限10万円）

◆助成金の交付方法

町が指定する商品券で交付

◆助成金の交付申請の方法

【申請書の受付】

4月15日（金）から先着順で随時受け付けます。

【申請に必要な書類】

・ 住宅リフォーム助成金交付申請書および同計画書

・ リフォーム工事をする建物の固定資産評価証明書など

・ 町税等の完納証明書

・ 工事見積書（見積金額の内訳・施工箇所が確認できるもの）

・ リフォーム工事前の住宅の写真および図面（写真は工事予定箇所がわかるように撮ってください）

・ 住民票記載事項証明書

申請書など必要書類は商工観光課にて配付し、町ホームページにも掲載します。申請方法などわかりにくい場合は、住宅リフォームの概要書類（見積書、図面等）をご持参の上、商工観光課へご相談ください。

◆その他

工事は、交付決定後に着手し、年度内（当年度の3月31日まで）に完了しなければなりません。また、申請後の工事内容変更による助成金の増額は認められません。

なお、空き家の有効活用による定住促進および地域の活性化を図るため、空き家の改修などに係る費用についても助成の対象となります。

なお、空き家の有効活用による移住・定住促進を図るため、持ち家以外（借家・アパートなど）からの転居、もしくは町外からの転入予定者が年度内に転居・転入された場合、対象工事費の20%（上限20万円）を助成します。

空き家の有効活用による移住・定住促進を図るため、持ち家以外（借家・アパートなど）からの転居、もしくは町外からの転入予定者が年度内に転居・転入された場合、対象工事費の20%（上限20万円）を助成します。

なお、空き家の有効活用による移住・定住促進を図るため、持ち家以外（借家・アパートなど）からの転居、もしくは町外からの転入予定者が年度内に転居・転入された場合、対象工事費の20%（上限20万円）を助成します。

なお、空き家の有効活用による移住・定住促進を図るため、持ち家以外（借家・アパートなど）からの転居、もしくは町外からの転入予定者が年度内に転居・転入された場合、対象工事費の20%（上限20万円）を助成します。

なお、空き家の有効活用による移住・定住促進を図るため、持ち家以外（借家・アパートなど）からの転居、もしくは町外からの転入予定者が年度内に転居・転入された場合、対象工事費の20%（上限20万円）を助成します。

なお、空き家の有効活用による移住・定住促進を図るため、持ち家以外（借家・アパートなど）からの転居、もしくは町外からの転入予定者が年度内に転居・転入された場合、対象工事費の20%（上限20万円）を助成します。

なお、空き家の有効活用による移住・定住促進を図るため、持ち家以外（借家・アパートなど）からの転居、もしくは町外からの転入予定者が年度内に転居・転入された場合、対象工事費の20%（上限20万円）を助成します。

なお、空き家の有効活用による移住・定住促進を図るため、持ち家以外（借家・アパートなど）からの転居、もしくは町外からの転入予定者が年度内に転居・転入された場合、対象工事費の20%（上限20万円）を助成します。

なお、空き家の有効活用による移住・定住促進を図るため、持ち家以外（借家・アパートなど）からの転居、もしくは町外からの転入予定者が年度内に転居・転入された場合、対象工事費の20%（上限20万円）を助成します。

なお、空き家の有効活用による移住・定住促進を図るため、持ち家以外（借家・アパートなど）からの転居、もしくは町外からの転入予定者が年度内に転居・転入された場合、対象工事費の20%（上限20万円）を助成します。

◆問い合わせ先 住宅リフォーム助成金に関すること 商工観光課 商工観光担当 ☎ 0748-52-6562

あなたのお家を無料で耐震診断

ブロック塀等の解体に補助金も

町では、地震災害などによる住宅被害を最小限にするために、無料で専門家による住宅の耐震診断を行っています。また、ブロック塀などの倒壊による事故の低減を目的とし、ブロック塀などの解体に対し補助などを行っています。

耐震診断

【対象住宅】

町内に存する木造住宅
で以下の全ての要件にあ
てはまるもの

●昭和56年5月31日以前
に着工され、完成して
いるもの

●延床面積の半分以上の
部分が住宅として使わ
れているもの

●階数が2階以下でかつ
延床面積が300㎡
(約99坪)以下のもの

●木造軸組工法で、枠
組壁工法(ツーバイ
フォー)、丸太組工法
でないもの

●大臣などの特別な認定
を得た工法による住宅
でないもの

ブロック塀など

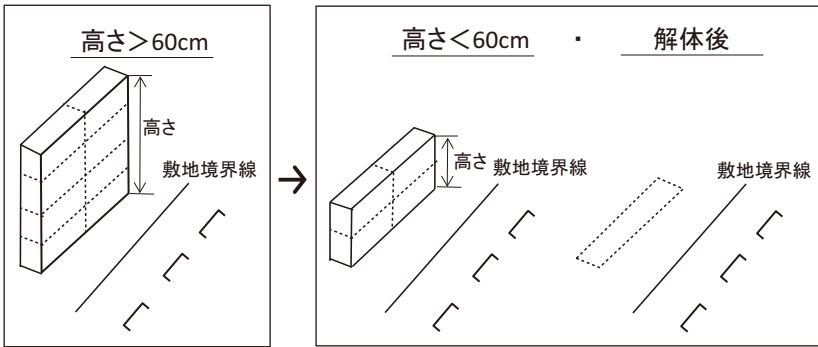
【補助対象工事】

●ブロック塀など
の高さを60cm未
満にする解体工
事

【補助金額】

●ブロック塀など
の壁面面積に3,
000円/㎡を
乗じた額または
補助対象経費に
23%を乗じた額
のいずれか低い額
(上限10万円)

詳しくは、建設
計画課までお問い
合わせください。



ごみ減量を考える標語の入選作品

ごみ減量、環境美化の意識を高め、リサイクルを呼びかけるため、令和4年度「資源・ごみ収集カレンダー」に掲載する標語を募集したところ52名の応募がありました。応募いただきありがとうございます。入選者は次の方々です。



- ・エコ活動 地球を守る まほうだな 藤寄 瑛士さん(湖南サライズ)
- ・ポイ捨てで 汚すな我が町 我が村を 竹村 清さん(寺尻)
- ・リサイクル みんなで集めて 資源利用 福井 来夢さん(湖南サライズ)
- ・ごみゼロは 一人ひとりの 3R(3アール) 西村 佐知子さん(千禅師)
- ・大切に 物を使って リサイクル 中西 陽満里さん(下駒月)
- ・ごみ減量 意識改革 家庭から 鍵 幸子さん(中之郷)
- ・節電だ 使わなければ つけないで 久野 羽奏さん(清田)
- ・野菜くずや食べ残し 土にもどして おいしい野菜 徳永 道江さん(上追)
- ・リサイクル 環境にやさしい エコバック 吉澤 嶺登さん(中道)
- ・こつこつが 未来を変える ゴミゼロへ 青山 修さん(大窪2区)
- ・ECO活動 みんなでいっしょに がんばろう 高橋 拓己さん(仁本木)
- ・買い物控え 冷蔵庫のチェックと清掃を!! 池内 美代子さん(上野田下)

◆問い合わせ先 建設計画課 都市計画担当 ☎0748-5216567

◆問い合わせ先 住民課 生活環境交通担当 ☎0748-5216578